

○騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準等の設定

平成24年3月30日告示第57号

改正

平成27年8月3日告示第131号

令和2年12月21日告示第242号

騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による騒音について規制する地域、法第4条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音についての規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年／厚生省／建設省／告示第1号。以下「特定建設作業騒音告示」という。）別表の第1号の規定による区域並びに騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号。以下「自動車騒音限度省令」という。）別表備考の規定による区域を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

なお、規制地域の範囲を表示した別紙図面は、いちき串木野市役所市民生活課に備え付け、一般の縦覧に供する。

騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準等の設定

1 法第3条第1項の規定による騒音について規制する地域

いちき串木野市の区域のうち、それぞれ別紙図面に緑色、黄緑色、黄色、赤色及び青色で表示する区域

2 法第4条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音についての規制基準

時間の区分		朝		
		午前6時から午前8時まで	夕	夜間
区域の区分		午前8時から午後7時まで	午後7時から午後10時まで	午後10時から翌日の午前6時
第1種区域	別紙図面に緑色で表示する区域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第2種区域	別紙図面に黄緑色及び黄色で表示する区域	60デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下

第3種区域	別紙図面に赤色で表示する区域	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
第4種区域	別紙図面に青色で表示する区域	70デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下

3 特定建設作業騒音告示別表の第1号の規定による区域

- (1) 別紙図面に緑色、黄緑色、黄色及び赤色で表示する区域
- (2) 別紙図面に青色で表示する区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートル以内の区域

4 自動車騒音限度省令別表備考の規定による区域

自動車騒音限度省令の別表備考の各号に掲げる区域	区域
a 区域	別紙図面に緑色及び黄緑色で表示する区域
b 区域	別紙図面に黄色で表示する区域
c 区域	別紙図面に赤色及び青色で表示する区域

前 文（抄）（平成27年8月3日告示第131号）

平成27年8月3日から施行する。

前 文（抄）（令和2年12月21日告示第242号）

令和3年4月1日から施行する。